令和８年

行方市農業委員会

第４回総会会議録

（令和８年４月２７日）

令和８年４月２７日　行方市農業委員会第４回総会を行方市役所北浦庁舎１階会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

１　本日の会議に付した議案

議案第２０号　　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第２１号　　農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第２２号　　農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第２３号　　現況証明願について
議案第２４号　　令和８年度事業計画について
議案第２５号　　農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
報告第１８号　　不動産登記法第１０５条第２号の仮登記情報について
報告第１９号　　農地法第３条第１項第１３号の規定による届出書の受理について
報告第２０号　　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第２１号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第２２号　　農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

２　本日の出席委員

１番　一　村　　栄	２番　豊　村　由　貴	３番　大　原　一　美
４番　野　口　　浩	５番　木　村　　守	６番　阿　部　力　男
７番　飯　島　　清	８番　関　口　順　一	９番　谷田川　　栄
１０番　近　藤　芳　子	１１番　茂　木　　孝	１２番　橋　本　　清
１３番　横　瀬　忠　美	１４番　本　澤　政　雄	１５番　風　間　啓　次
１６番　小　沼　正　二	１７番　郡　司　正　彦	１８番　椎　名　　勇
１９番　髙　塚　利　英		

本日の出席推進委員

１番　深　澤　　泉	２番　平　山　　正	３番　金　田　景　行
４番　宮　嵜　春　樹	５番　箕　輪　澄　子	６番　森　山　正　一
７番　小　澤　信　一	８番　山　崎　雄　一	９番　一　條　克　之
１０番　小　嶋　得　男	１１番　原　　和　範	１２番　宇　井　勝　之
１３番　野　原　賢　一	１４番　川　島　隆　道	１６番　千ヶ﨑　敏　男

３　本日の欠席委員　　なし

本日の欠席推進委員　　１５番　石　田　充　春

４　議事内容

（開会宣言）　　午後　３時００分

事　務　局　皆様おそろいですので、進めさせていただければと思います。
まず最初に、総会前に４月の人事異動により職員の異動がございましたので、皆様に報告及びご紹介のほうをさせていただければと思います。
代々城事務局長の後任といたしまして、事務局長を拝命いたしました清水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
また、稲田局長補佐の後任であります米澤局長補佐です。

局長補佐　米澤です。よろしくお願いします。

事　務　局　また、この場にはおりませんが、下の事務室におりますけれども、新たに山口会計年度任用職員が４月から就任しておりますので、ご紹介のほうさせていただければと思います。
それでは、ただいまより令和８年行方市農業委員会第４回総会を開催させていただきます。
まず最初に、椎名農業委員会長よりご挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

会　　長　それでは、一言ご挨拶申し上げます。
本日はお忙しい中、第４回総会へ出席をいただき、ありがとうございます。
また、総会前に会議、広報委員会が行われました。委員の皆様ご苦労さまでした。
また、４月１７日は農業委員会行方地域協議会総会が開かれ、それぞれの議案が承認されました。
さて、現在の世界情勢により原油が高騰しております。それに伴い様々な資材等の高騰が予想されます。資材の高騰が作物価格転嫁に進めば良いところでございますが、なかなか進まないのが現状です。
また、本日は総会終了後、玉造藤屋で、市長をお招きしまして懇親会を予定しておりますので、出席をお願いいたします。
最後になりますが、本日の議案の審議をお願い申し上げて、簡単ですが挨拶といたします。

（議長の選出）

事　務　局　ありがとうございました。
それでは、議事日程に入っていきたいと思いますが、その前に資料の閲覧準備のほうをお願いしたいと思います。
座ったままで失礼いたします。
それでは、議事に入ります。
議長につきましては、農業委員会規則第５条第１項によりまして、椎名会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

（委員の出席状況）

議　　長　まずは、資格審査報告です。

ただいまの出席委員は１９名、欠席委員はゼロ名ですので、定数に達しておりますので、令和８年行方市農業委員会第４回総会を開会いたします。

（会議録署名人の指名）

議　　長　日程第１、会議録署名人の指名について、議長において次のように指名いたします。
６番　阿部力男委員、７番　飯島清委員。

（書記の任命）

議　　長　次に、日程第２、総会書記の任命については、事務局の米澤事務局長補佐、荒井係長を任命いたします。

（会期）

議　　長　次に、日程第３、会期の決定でありますが、本総会の会期は、本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、会期は本日１日といたします。

（経過報告）

議　　長　次に、日程第４、経過報告について、事務局より報告願います。

事　務　局　それでは、私のほうから、４月の行事経過報告につきまして、報告のほうをさせていただきます。
前回の総会以降の経過報告となります。
まず、４月１７日に農業委員会行方地域協議会総会が北浦庁舎において開催されております。こちらには、会長、会長代理、農地農政部会長及び事務局で参加しております。こちらにつきましては、行方市、潮来市の両農業委員会が出席しているところでございます。
続きまして、４月２７日、本日でございます。総会前に広報委員会が開催されておりまして、農委だより第４２号発行について検討してございます。出席者は広報委員になっております。
そして、本日、現在第４回総会ということで開催中でございます。よろしくお願いいたします。

（議案の審議）

議　　長　それでは、日程第５、議案の審議に入ります。

（議案第２０号）

議　　長　議案第２０号　農地法３条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　議案第２０号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について下記の

とおり許可申請があったので提案する。令和８年４月２７日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
案件につきましては、第１４項までとなっております。
なお、第５項６筆のうち、[redacted]及び第８項につきましては、申請取下げとなっております。
事務局説明は事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。
なお、第１項から１４項におきまして、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議　　長　１項ごとに審議いたします。
１項の調査員より調査の報告を求めます。１番、一村委員。
１　　番　１番、一村です。第１項について報告をいたします。
この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮嵜推進委員の協力を得て行いました。
譲受人は、新宮在住の６０代の男性の方、譲渡人は、公益社団法人茨城県農林振興公社です。申請事由は、農業経営の拡大のためで、区分は売買による所有権移転です。譲受人は、現在水稲を中心に耕作を行っており、農機具も一通りそろっております。今回取得しようとする土地は、家から１００メートルほどです。問題なく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長　調査の結果は、自宅から１００メートル、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。
議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。１０番、近藤委員。
１　０　番　１０番、近藤でございます。２項について調査報告いたします。
調査には、本澤委員、小嶋・原両推進委員さんに協力をしていただきました。
受人は、行方市在住の５９歳の株式会社の代表取締役の男性の方です。渡人は行方市在住の男性でございます。申請事由は、新規就農となる譲受人が、代表取締役個人で賃借している畑を新たに賃借することで、将来の事業継承の容易さを確保し、もって事業の永続性を図るためで、区分は賃借権になります。面積は３，６４８平米になります。農業従事日数も２００日以上、農機具もそろっております。今回権利を設定しようとする土地は、自宅から５００メートル、車で３分ほどの距離でございます。農地所有適格法人としての役員要件を満たさないため、一般法人として賃借し、今後、自社栽培を想定しており、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
以上です。
議　　長　調査の結果は、年間労働日数２００日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。
議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、２項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、３項の調査員より調査の報告を求めます。１０番、近藤委員。
１０番　１０番、近藤でございます。３項について調査報告いたします。
調査には本澤委員、小嶋・原両推進委員さんに協力をしていただきました。
受人は行方市在住の５９歳の合同会社の男性の方です。渡人は群馬県長野原町在住の男性の方です。[redacted]です。申請地は９筆合わせて５，８０６平米になり、[redacted]しております。申請事由は、合同会社代表が個人で所有する畑を農地所有適格法人としての会社に委託することで、将来の事業継承の容易さを確保し、もって事業の永続性を図るためで、区分は売買による所有権移転になります。農業従事日数も２００日以上、農機具もそろっております。今回、権利を設定しようとする土地は、自宅から５００メートル、車で３分ほどの距離でございます。個人所有の土地を農地所有適格法人としての合同会社へ所有権を移転したためで、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長　調査の結果は、労働日数２００日以上、農機具等もそろっており、土地は自宅から５００メートルということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。
議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、３項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、４項の調査員より調査の報告を求めます。１番、一村委員。
１番　１番、一村です。第４項について報告いたします。
この案件は、橋本委員、金田推進員、宮嵜推進委員の協力を得て行いました。
譲受人は、新宮在住の６０代の男性の方、譲渡人も新宮在住の５０代男性の方です。申請事由は、農業の規模を拡大し、経営の安定を図るためで、区分は売買による所有権移転です。今回取得しようとする土地は、譲受人の家から４００メートルほどです。譲受人所有の田と隣接した土地であり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長　調査の結果は、自宅から４００メーター、受人の方と隣接した田んぼということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。
議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、４項は原案のとおり可決いたします。

議　　長	次に、５項の調査員より調査の報告を求めます。１０番、近藤委員。
１　０　番	１０番、近藤でございます。５項について調査報告をいたします。 調査には本澤委員、小嶋・原推進委員さんに協力をしていただきました。 受人は行方市在住７６歳の男性、農業兼会社員の男性の方です。水稲２，２３６平米、露地野菜５，３８７平米を作付しております。渡人は行方市在住５３歳の農業兼会社員の女性の方です。申請事由は農業規模拡大のためと、渡人は相続した土地ですが、耕作困難のため譲渡したい相談が受人にあり、購入することになりました。区分は売買による所有権移転です。渡人からの売買申請は確認しております。購入面積ですが、先ほど事務局から１筆取下げの説明がありました。ですので、５筆３，１０１平米になります。今回権利を設定しようとする土地は、[redacted]ございます。農業従事日数も３００日以上、農機具もそろっております。何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議　　長	調査の結果は、年間労働日数３００日以上、農機具等もそろっており、何の問題もなく許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、５項は原案のとおり可決いたします。
議　　長	次に、６項の調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。
４　　番	４番、野口です。これは椎名会長のほうの案件です。第６項の調査報告をいたします。 調査には椎名会長、推進委員の森山さん、箕輪さんのご協力をいただきました。 受人は行方市井貝在住の４０歳、農業の男性です。渡人は行方市井貝在住の７９歳の無職の女性です。[redacted]となります。申請事由は農業経営の規模拡大です。区分は売買による所有権の移転です。長年受人宅で耕作している田んぼなので、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議　　長	調査の結果は、親戚関係にあり、長く受人宅で耕作しており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、６項は原案のとおり可決いたします。
議　　長	次に、７項の調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。
４　　番	４番、野口です。第７項について調査報告いたします。 この調査は椎名会長、森山・箕輪両推進員さんの協力をいただきました。 受人は市内於下在住の７０歳代の農業の男性です。渡人は土浦市在住、８０代の無

職の男性です。申請事由は農業経営拡大のため、区分は売買による所有権の移転です。こちらの所在は[redacted]、地目は田で２２８平方メートルです。受人は田・畑合わせて４万８，０００平方メートル以上耕作しており、主に水稲と露地野菜です。従事日数は２００日、農機具等もそろっており、[redacted]から土地までの時間も５分と近くです。何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、年間労働日数２００日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、７項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、８項につきましては、先ほど報告がありましたとおり取下げとなっております。

次に、９項、１０項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。

４　　番　椎名会長の案件です。

９項、１０項関連がありますので、一括して調査報告いたします。

調査には、椎名会長、推進員の森山さん、箕輪さんのご協力をいただきました。

９項、１０項とも、受人は行方市井貝、農事組合法人の理事の女性です。９項の渡人は、行方市井貝在住の男性です。１０項の渡人は行方市井貝在住の女性です。渡人[redacted]となります。申請事由は新規就農になります。区分は売買による所有権の移転です。トラクター、掘取機、トラック、軽トラ等、農機具等も保有、農作業場、それから倉庫等、１か所１，５００平米の場所を保有しております。調査として、結果許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、農機具等もそろっており、また、作業場も設置してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、９項、１０項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１１項の調査員より調査の報告を求めます。１７番、郡司委員。

１　７　番　１７番、郡司です。第１１項の調査を報告いたします。

この案件については、宇井推進委員とともに調査してまいりました。

譲受人は５５歳で、行方市西蓮寺に在住し、農業の方です。家族で水稲、露地野菜など３２０アールほど営農しております。譲渡人は９３歳で行方市西蓮寺に在住し、自営業の方です。申請事由は農業経営の規模拡大です。区分は売買による所有

権の移転になります。農業従事日数も２５０日以上ということで、農器具等もそろっており、調査の結果問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議　　長　調査の結果は、年間労働日数２５０日以上、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１１項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１２項の調査員より調査の報告を求めます。１番、一村委員。

１　　番　１番、一村です。第１２項について報告いたします。

この案件は橋本委員、金田推進委員、宮嵜推進委員の協力を得て行いました。

譲受人は新宮在住の６０代の男性の方、譲渡人は、新宮在住の８０代男性の方です。申請事由は、農業の規模を拡大し、経営の安定を図るためで、区分は売買による所有権移転です。今回取得しようとする土地は、４筆ありますが、いずれも譲受人の家から５００メートルの場所であり、問題なく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　調査の結果は、今回取得しようとする土地は、受人宅から５００メートルということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１２項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１３項の調査員より調査の報告を求めます。１１番、茂木委員。

１１　番　１１番、茂木です。第３条１３項の調査報告をします。

調査には横瀬委員、小澤推進委員の協力の下調査してまいりました。

受人は、行方市中根在住、５７歳、男性、農業を営農しています。受人は、家族で、水稲、セリ、エシャレット、３万１，２９９平米を年間３００日営農しています。渡人は、[redacted]です。農地、畑は４１８平米です。申請事由は農業経営の規模拡大です。区分は売買による所有権の移転です。今回、権利を設定しようとする農地は[redacted]になります。農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　調査の結果は、権利を取得しようとする土地は自宅の隣、そして農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長	異議なしと認め、１３項は原案のとおり可決いたします。
議　　長	次に、１４項の調査員より調査の報告を求めます。１１番、茂木委員。
１　１　番	１１番、茂木です。３条１４項の調査報告をします。 調査には横瀬委員、小澤推進委員の協力の下調査してまいりました。 受人は行方市中根在住、５９歳、農業の男性です。受け人は家族で水稲、レンコン、セリ、インゲン、２万８，４３４平米を営農しています。渡人は[redacted]です。農地、畑は４筆４，９０７平米です。申請事由は農業経営の規模拡大です。区分は売買による所有権の移転です。今回権利を設定しようとする畑は[redacted]です。農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いします。
議　　長	調査の結果は、今回権利を取得しようとする土地は、[redacted]、そして農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、１４項は原案のとおり可決いたします。
	（議案第２１号）
議　　長	議案第２１号　農地法４条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第２１号　農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和８年４月２７日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 案件につきましては、第１項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議　　長	１項の調査員より調査の報告を求めます。７番、飯島委員。
７　　番	７番、飯島です。１項について調査報告をします。 この調査は、風間・関口両委員、千ヶ﨑推進委員さんの協力をいただき、調査してまいりました。 申請人は、市内捻木在住の７５歳の男性の方です。申請事由につきましては、農業用倉庫及び資材置場への転用です。[redacted]を有しているため、事業規模の拡大及び収穫物の品質保証を目的として倉庫を建設。また、敷地の一部を資材置場として利用するとのことです。場所は、[redacted]です。必要な書類も添付されているため、調査の結果、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議　　長	今回の申請は、新規事業規模の拡大、必要書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。
議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。

（議案第２２号）
議　　長　議案第２２号　農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局　議案第２２号　農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和８年４月２７日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
案件につきましては、第１５項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議　　長　１項から１０項は関連がありますので、一括審議といたします。
調査員より調査の報告を求めます。１６番、小沼委員。
１　６　番　１６番、小沼です。１項から１０項は関連があるので一括で報告します。
この調査には麻生・太田４人で調査をしてまいりました。
譲受人は１項から１０項まで稲敷市、砂利採取有限会社代表の男性の方です。譲渡人は１項は行方市富田の男性の方、２項は富田のやっぱり男性の方、３項は富田の男性の方です。４項は行方市富田、男性の方です。５項は行方市富田、女性の方、６項は富田の男性の方、７項は富田の男性の方、８項は富田の女性の方、９項は富田の男性の方、１０項は行方市富田の女性の方、１０人です。申請事由は、許可日から３年間砂利採取一時転用、区分は１項から１０項まで使用貸借権になります。１項から３項は砂利採取場、４項から８項だけ抜かして砂利搬出入路、８項だけが砂利搬出入路及び運搬車両待機場になります。場所は[redacted]なります。関係書類もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。
議　　長　調査の結果は、関係書類もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。
議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、１項から１０項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１１項について調査員より調査の報告を求めます。１番、一村委員。
１　　番　１番、一村です。第１１項について報告いたします。
この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮嵜推進委員の協力を得て行いました。
借受人は、四鹿在住の４０代男性の方で、貸付人は７０代男性、[redacted]です。申請事由は自己用住宅の建築で、区分は使用貸借権の設定となります。申請

人は、現在両親とともに住んでおりますが、建物の老朽化に伴い、住み替えを検討しております。しかし、現在建っているところが窪地であり、同じ場所での建て替えが困難であること、携帯の電波が届かないことなどで別の場所を検討したところ、家から１００メートルほど離れた、現在は休耕地になっている父所有の畑の使用の内諾を得て、今回の申請に至りました。必要書類もそろっており、問題なく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　調査の結果は、現在住んでいる家が老朽化、そして今回建てる場は自宅から１００メーター、そして関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１１項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１２項について調査員より調査の報告を求めます。１２番、橋本委員。

１　２　番　１２番橋本です。１２項の調査報告をします。

なお、この案件については、市村委員、金田・宮嵜両推進員の協力の下、調査してまいりました。

申請人は、東京都港区にある主に太陽光発電を営む代表社員の方です。貸付人は市内青沼地区在住の女性です。申請事由は、蓄電所設置工事に伴う進入路の一時転用です。場所は、[redacted]です。面積は、３，５９９平米のうちの２９９平米です。区分は賃貸借権の設定です。申請目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件への問題はないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。以上。

議　　長　調査の結果は、周辺への影響もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１２項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１３項について調査員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。

８　　番　８番、関口です。１３項について調査報告をいたします。

この案件は、風間委員、飯島委員、千ヶ崎推進委員さんのご協力をいただき、調査をしてまいりました。

借受人は市内八木蒔の５９歳の男性、貸付人は市内八木蒔の８６歳男性です。[redacted]であります。転用の事由は、現在の母屋が老朽化しているので平屋建ての一般住宅を建築したいとのことです。貸付人も住宅用に土地を使わせてやりたいとのことです。区分は使用貸借になります。申請地は、[redacted]になります。事業計画書、資金計画書、建築工事見積書もそろって

	おり、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長	調査の結果は、自宅の老朽化に伴い、新しく家を建てたい。そして、事業計画書等関係書類もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、１３項は原案のとおり可決いたします。
議　　長	次に、１４項、１５項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。１１番、茂木委員。
１　１　番	１１番、茂木です。５条１４、１５項は関連がありますので、一括で調査報告をいたします。 調査には、横瀬委員、小澤推進委員の協力をいただきました。 受人は、行方市玉造甲在住３２歳の男性です。１４項の渡人は、行方市山田在住５１歳、１５項の渡人は、山田在住６６歳の男性です。申請事由につきましては、自己用住宅の建築、区分は売買による所有権の移転でございます。申請人は、現在行方市玉造の賃貸住宅に住んでいますが、家族が増えて手狭になり、受人の[redacted]で、実家の近くに自己用住宅を建築したいということでございました。現場は[redacted]です。申請地は２種農地であり、２筆を住宅用地として４９５平米を購入します。必要書類として、事業計画書、資金、借入等がそろっております。許可相当と調査してまいりましたので、皆様の審議をよろしくお願いいたします。
議　　長	調査の結果は、家族が増えたので、自宅の近くに家を建てたい。そして、必要書類もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、１４項、１５項は原案のとおり可決いたします。
	（議案第２３号）
議　　長	議案第２３号　現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第２３号　現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。 令和８年４月２７日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 案件につきましては、第６項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議　　長	１項及び２項は関連がありますので、一括審議とします。調査員より調査の報告を求めます。１９番、髙塚委員。

１　９　番	１９番、髙塚です。１項、２項は関連がありますので、一括で報告をいたします。 調査には、木村委員、野原推進委員にも同行をお願いし、行いました。 １項の申請人は、市内手賀在住、７０代の女性の方です。２項の申請人も、市内手賀在住、８０代の無職の男性の方です。[redacted]であります。申請事由は地目変更登記のためとのことです。[redacted]として４０年くらい前より使っていたそうで、[redacted]になっており、面積は６筆４，６８８平米。農地に戻すことは困難と判断し、非農地証明の交付はやむを得ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。	
議　　長	調査の結果は、農地に戻すことは困難ということで、交付してもいいということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。	
議　　長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。	
全　　員	異議なし。（全員一致）	
議　　長	異議なしと認め、１項及び２項は証明書を交付することに決定いたします。	
議　　長	次に、３項の調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。	
４　　番	４番、野口です。第３項について調査を報告いたします。この調査は椎名会長、森山・箕輪両推進委員さんに協力をしていただきました。 申請人は、土浦市在住、８０代無職の男性です。申請事由は、地目変更登記、非農地証明の交付のためです。土地は市内行方元地で、田が１筆、畑が２筆、面積は合わせて７５９平米です。４０年前より利用してないため、山林化しておりました。農地と非農地が混在していなく、農地への復元が困難であります。関係書面等もそろっており、問題はなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。	
議　　長	調査の結果は、４０年以上前から山林化しており、交付相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。	
議　　長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。	
全　　員	異議なし。（全員一致）	
議　　長	異議なしと認め、３項は証明書を交付することに決定いたします。	
議　　長	次に、４項の調査員より調査の報告を求めます。１６番、小沼委員。	
１　６　番	１６番、小沼です。４項の調査報告をします。 この調査には、麻生・太田で４人で調査をしてまいりました。 申請人は、行方市富田、男性の方です。願出要旨は地目変更の登記のため、区分は非農地証明、以上です。現地を確認してまいりましたが、約２０年前から耕作していなく、山林化しており、復元するのも困難な状況です。場所は、[redacted]になります。証明願の発行に何ら問題ないと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。	
議　　長	調査の結果は、２０年以上耕作していなく、山林化している。農地に戻すことが困	

難ということで、証明書を交付することに問題がないということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。
議　　長　それでは、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、４項は証明書を交付することに決定いたします。

議　　長　次に、５項の調査員より調査の報告を求めます。１６番、小沼委員。
１６番　１６番、小沼です。５項の調査報告をします。
この調査には、麻生・太田で４人で調査をしてまいりました。
申請人は、行方市富田の男性の方です。願出要旨は地目変更の登記のため、区分は非農地証明です。現地を確認してまいりましたが、約２０年前から耕作していなく、山林化しており、復元するのも困難な状況です。場所は、[redacted]になります。証明願の発行に何ら問題ないと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。
議　　長　調査の結果は、２０年以上耕作しておらず、山林化している。復元することが困難ということで、証明書を交付することに問題がないということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。
議　　長　それでは、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、５項は証明書を交付することに決定いたします。

議　　長　次に、６項の調査員より調査の報告を求めます。９番、谷田川委員。
９　　番　９番、谷田川です。６項の調査報告をいたします。
なお、調査には、麻生・太田地区４人で調査をしてまいりました。
申請人は、市内石神在住の男性です。願出要旨は地目変更登記のため、区分については非農地証明です。調査の結果、３０年以上前から耕作しておらず、山林化、原野化しており、復元は難しい状況で、証明書発行は妥当であると調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議　　長　調査の結果は、３０年以上から耕作しておらず、山林化しており、復元は困難です。証明書の交付は妥当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。
議　　長　それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、６項は証明書を交付することに決定いたします。

（議案第２４号）
議　　長　議案第２４号　令和８年度事業計画についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局	それでは、続きまして、議案第２４号　令和８年度事業計画について、下記のとおり令和８年度事業計画を作成したので承認を求める。令和８年４月２７日提出、行方市農業委員会会長　椎名勇。 それでは総会資料の資料ナンバー１を開けていただきたいと思います。 令和８年度農業委員会事業計画書（案）につきまして、大きな柱として５つ、Ⅰの事業方針から、Ⅴの令和８年度行方市農業委員会事業予定表までの大きな５つの項目で計画書を作成いたしました。全体の構成といたしましては、農地の集積・集約化や遊休農地の解消、そして、担い手の確保・育成を柱としており、農地利用の最適化を進めていくこととしております。また、各種活動におきましても積極的な活動を推進し、今年度も引き続き推進をお願いしたいと思います。 ページが飛びまして、８ページ、９ページの方をお願いします。 こちらは令和８年度の事業予定表というものを掲載しております。農業委員会の主催事業、こちらをメインとして行事予定表を作成しておりまして、行方市の関係団体の充て職となっている行事につきましては割愛をしております。 最後に、１１ページ以降は付表ということで、本市の概要から農業委員会に関連した状況の実績のほか、令和８年度農業労賃及び賃借料の情報なども計画書の中に盛り込みましたので、ご確認をいただきたいと思います。 簡単ではございますが、以上で説明を終わります。
議　　長	ただいま事務局より説明がありましたが、行方市農業委員会の１年間の事業計画につきましては、３月２５日に役員会を開催しまして、慎重なる審議をした経緯がございます。委員各位のご了解をいただいて、事業の実施をしてまいりたいと考えております。
議　　長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、平成８年度事業計画を決定といたします。 本澤委員。
１　４　番	今の異議なしということで承認されたと思いますが、８月の行事で、２６日が総会というのがありますが、今まで武田地区の化蘇沼稲荷神社の例大祭の関係で２６日となっていると思いますが、今年から２５日の前の日曜日ということで決定がされたので、２６日じゃなくて、通常分の２５日の総会ということで大丈夫だと思いますので、その日だけちょっと訂正していただければと思います。 ２３日の日曜日ということで決定なされたことを聞きましたので、２５日で大丈夫です。２５日が土日になる場合には、こちらも開催しないと思うので、２５日の総会の通常総会ということで大丈夫です。
議　　長	８月の総会は２５日ということで、分かりました。 ほかにどうでしょうか。予定表を見て何かございましたらお願いいたします。予定ですから。 発言する者なし。

（議案第２５号）

議　　長　それでは、議案第２５号　農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　議案第２５号　農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和８年４月２７日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
別紙資料ナンバー２をご覧いただきたいと思います。
行方市長より、行方市農業委員会長宛に、農用地利用促進計画案に係る意見を求められております。計画案は、令和８年６月１日始期の新規１９件、４２筆、８万２，９６０平方メートル、更新３件、４筆、１万４８３平方メートルとなります。
詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認願いたいと思います。以上です。

議　　長　審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定については、原案のおりと決定いたします。

議　　長　報告案件の前に、若干の休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。この時計で４時まで休憩といたします。よろしくお願いいたします。

（休憩）

議　　長　開会いたします。

（報告第１８号）

議　　長　報告第１８号　不動産登記法１０５条第２号仮登記情報についての件を、事務局より説明願います。

事　務　局　報告第１８号　不動産登記法１０５条第２号仮登記情報について下記のとおり報告する。令和８年４月２７日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
第１項につきましては、小高地内の田２筆で９４０平方メートル、仮登記月日が令和８年３月１６日、仮登記内容としまして、令和７年１２月２４日売買です。以上です。

議　　長　それでは、調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。

４　　番　４番、野口です。椎名会長の案件です。
調査には、椎名会長、推進委員の森山さん、箕輪さんのご協力をいただきました。
土地所有者は、行方市南在住の女性です。仮登記権利者は、神栖市、法人代表取締役の男性です。仮登記内容は令和７年１２月２４日売買によるものです。場所は、[redacted]であります。本登記まで今後も見守っていきたいと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長	ただいまの報告案件について質疑を求めます。 発言する者なし。
議　　長	報告に対して、ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認めます。これは私の案件なんで、引き続き現場の監視をしていきたいと思います。
	（報告第１９号）（報告第２０号）（報告第２１号） （報告第２１号）
議　　長	報告第１９号　農地法第３条第１項第１３号の規定による届出書の受理について、報告第２０号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、報告第２１号　農地法１８条第６項の規定による通知書の受理について、報告第２２号農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。
事　務　局	報告第１９号　農地法第３条第１項第１３号の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和８年４月２７日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 農地中間管理機構の特例事業の用に資するため、所有権の移転があった一覧になります。ご確認ください。 続きまして、報告第２０号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和８年４月２７日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 こちらは、相続による所有権を取得された方の届出１４件の一覧になりますので、ご確認ください。 続きまして、報告第２１号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について下記のとおり報告する。令和８年４月２７日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 こちらは合意解約により、賃貸借を解約した通知のあった１１件の一覧になりますので、ご確認ください。 続きまして、報告第２２号、農業委員及び農地利用最適化推進委員活動法の状況について下記のとおり報告する。令和８年４月２７日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 こちらは先月にご提出いただきました活動記録簿を集計したものになります。こちらもご確認いただければと思います。以上です。
議　　長	報告案件について、質疑を求めます。 発言する者なし。
議　　長	この報告に対し、ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認めます。

（閉会宣告）　　午後　４時０５分

議　　長	これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第４回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。